

04.05

正当な理由による期間徒過後の救済について

1. 正当な理由による期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる(1)から(10)までの手続に関し、「正当な理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている。

また、(11)及び(12)において、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願できなかつたことについて「正当な理由」がある場合に優先権の主張(以下「優先権の回復」という。)をすることができる旨の救済規定が設けられている。

- (1) 外国語書面出願の翻訳文の提出(特36条の2第6項)
- (2) 出願審査の請求(特48条の3第5項^{*1})
- (3) 特許料及び割増特許料の追納(特112条の2第1項、実33条の2第1項、意44条の2第1項)
- (4) 外国語特許出願の翻訳文の提出(特184条の4第4項)
- (5) 国際特許出願における在外者の特許管理人の選任(特184条の11第6項^{*2})
- (6) 外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出(実48条の4第4項)
- (7) 商標権の存続期間の更新登録の申請(商21条1項)
- (8) 後期分割登録料及び割増登録料の追納(商41条の3第1項^{*3})
- (9) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願(商65条の3第3項)
- (10) 書換登録の申請(商附則3条3項^{*4})
- (11) 特許出願等に基づく優先権主張(特41条1項1号括弧書、実8条1項1号括弧書)
- (12) パリ条約の例による優先権主張(特43条の2第1項^{*5})

2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

- (1) 期間徒過後の手続
 - ア. 出願人、申請人又は権利者又はその代理人が、手続をすることができる期間(以下「所定の期間」という。)内に手続をすることができなかつたことについて「正当な理由」があること
 - イ. 救済手続期間内に所定の期間内にすることができなかつた手続をすること
- (2) 優先権の回復
 - ア. 出願人又はその代理人が、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願

することができなかつたことについて「正当な理由」があること
イ. 優先権の回復期間内に遅れた出願及び優先権の主張をすること

上記の「正当な理由」は、「その責めに帰することができない理由」(→04.04)よりも緩やかな救済要件と解されている^{注1}。

3. 救済を受けるための手続期間(→期間徒過後の救済規定に係るガイドライン)

(1) 期間徒過後の手続

ア. 上記1.(1)から(6)までの手続の場合

所定の期間内に手続をすることができなかつたことについての正当な理由がなくなった日から2月以内で所定の期間の経過後1年以内(特施規25条の7第5項、31条の2第4項、38条の2第2項、38条の6の2第3項、69条の2第1項、実33条の2第1項、48条の4第4項、意44条の2第1項)。

イ. 上記1.(7)から(10)までの手続の場合

所定の期間内に手続をすることができなかつたことについての正当な理由がなくなった日から2月以内で所定の期間の経過後6月以内(商施規2条9項、10条3項、18条の2第1項、20条2項)。

(2) 優先権の回復(特・実・意)

正当な理由がないものとした場合における優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月(特施規27条の4の2第1項^{*6}、第2項^{7.6}、第3項3号^{*6}、4号^{7.6})。

なお、(1)及び(2)の期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

4. 手続の方法

(1) 期間徒過後の手続

救済手続期間内に手続を行うとともに、その救済手続期間内に所定の期間内に手続できなかつたことについて「正当な理由」に該当すべき理由を記載した回復理由書を、その記載した事項を裏付ける証拠書類(正当な理由があることを証明する書面)を添付して提出しなければならない。ただし、正当な理由があることを証明する書面は、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない(特施規25条の7第6項、7項、31条の2第5項、6項、38条の2第3項^{*8.7}、4項^{*8.7}、38条の6の2第4項、5項、69条の2第2項、3項、実施規21条の4第1項、2項、意施規18条の6第1項、2項、商施規2条10項、11項、10条4項、5項、20条3項、4項)。

(2) 優先権の回復

優先権の回復期間内に遅れた出願及び優先権主張をするとともに、その優先権の回復期間内に、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に手続できなかつたことについて「正当な理由」に該当すべき理由を記載した回復理由書を提出しなければならない。また、期間徒過後の手続と同様に、正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならないが、特許庁長官がその添

付の必要がないと認めるときは、添付を要さない（特施規 27 条の 4 の 2 第 4 項 ^{※98}、5 項 ^{※99}）。

なお、国際特許出願又は特許法第 184 条の 20 第 4 項の規定により特許出願とみなされた国際出願について先の出願に基づく優先権の主張（同法第 41 条第 1 項第 1 号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）をした場合及び同法第 43 条の 2 第 1 項（同法第 43 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした場合の回復理由書の提出期間は、国内書面提出期間（特許法第 184 条の 4 第 1 項ただし書の外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間）が満了する時の属する日後 1 月以内である。ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあっては、その請求の日から 1 月以内である。回復理由書を提出する場合には、正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならないが、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない（特施規 38 条の 14 第 3 項 ^{※100}、4 項 ^{※101}）。

5. 救済の認否の判断

期間徒過後の手續（優先権の回復の場合はその優先権主張。以下同じ。）が要件を満たすものか否かについての判断は、提出された回復理由書の記載に基づき、特許庁長官が行う。

（1）救済が認められる場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合は、期間徒過後の手續は許容され、手續をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。

（2）救済が認められない場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合は、手續をした者に対し、期間徒過後の手續について、救済が認められないと判断した理由を記載した却下理由通知書が送付され、弁明の機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、期間徒過後の手續を却下する。

（改訂 平成 31 令和 3・4）

※1 特 48 条の 3 第 5 項：特 48 条の 3 第 7 項において準用

※2 特 184 条の 11 第 6 項：実 48 条の 15 第 2 項において準用

※3 商 41 条の 3 第 1 項：商 41 条の 3 第 3 項において準用

※4 商附則 3 条 3 項：商附則 23 条において準用

※5 特 43 条の 2 第 1 項：特 43 条の 3 第 3 項、実 11 条 1 項、意 15 条 1 項において準用

注 1 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説[第 20 版]」137 頁参照

※6 特施規 27 条の 4 の 2 第 1 項、~~2 項~~、3 項 3 号、~~4 号~~：実施規 23 条 2 項において

準用

※~~7~~ 特施規 27 条の 4 の 2 第 2 項、3 項 4 号：実施規 23 条 2 項、意施規 19 条 3 項に
おいて準用

※~~8~~⁷ 特施規 38 条の 2 第 3 項、4 項：実施規 23 条 3 項において準用

※~~9~~⁸ 特施規 27 条の 4 の 2 第 4 項、5 項：特施規 27 条の 4 の 2 第 7 項、実施規 23 条
第 2 項において準用

※~~10~~⁹ 特 38 条の 1 4 第 3 項、4 項：特施規 38 条の 1 4 第 6 項、実施規 23 条 7 項に
おいて準用